



県章

滋賀県公報

令和6年(2024年)
1月16日
第478号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示

- 令和5年度陸上、海上および航空自衛官候補生の募集(市町振興課)..... 1
特定農業用ため池の指定の解除(農村振興課)..... 1
道路区域の変更(道路保全課)..... 2

○ 公 告

- 土地区画整理事業の事業計画の変更認可公告(都市計画課)..... 2

○ 教育委員会教育長告示

- 地方自治法に基づく指定管理者の指定(生涯学習課)..... 3

告 示

滋賀県告示第15号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項および第118条の規定に基づき、令和5年度陸上、海上および航空自衛官候補生の募集について、次のとおり告示する。

令和6年1月16日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 募集種目 令和5年度採用陸・海・空自衛官候補生(男子・女子)
- 募集期間 令和6年1月18日(木)から令和6年2月15日(木)まで
- 試験期日
 - 筆記試験および適性検査(Web試験方式) 令和6年2月26日(月)および27日(火)のうち指定する1日
 - 口述試験および身体検査 令和6年3月1日(金)および2日(土)のうち指定する1日
- 試験場の位置および名称
 - 筆記試験および適性検査(Web試験方式) 受験者の任意の場所
 - 口述試験および身体検査
 - 実施場所
 - 口述試験 大津びわ湖合同庁舎(大津市京町三丁目1-1)
 - 身体検査 陸上自衛隊大津駐屯地(大津市際川一丁目1-1)
 - 集合場所 大津びわ湖合同庁舎(大津市京町三丁目1-1)

滋賀県告示第16号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律(平成31年法律第17号)第7条第1項の規定に基づき令和2年滋賀県告示第124号で指定した次の特定農業用ため池の指定を解除した。

令和6年1月16日

滋賀県知事 三日月 大 造

特定農業用ため池の名称	特定農業用ため池の所在地	解除年月日
大鎌溜	米原市西坂字大鎌392	令和6.1.5
蓮華寺溜	米原市番場字蓮華寺510	

滋賀県告示第17号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律(平成31年法律第17号)第7条第1項の規定に基づき令和2年滋賀県告示第132号で指定した次の特定農業用ため池の指定を解除した。

令和6年1月16日

滋賀県知事 三日月 大造

特定農業用ため池の名称	特定農業用ため池の所在地	解除年月日
名畑池 下	甲賀市甲賀町油日字名畑2267-1	令和6.1.5
名畑池 上	甲賀市甲賀町油日字名畑2268	

滋賀県告示第18号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和6年1月16日から令和6年1月30日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年1月16日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
県道	大津能登川長浜線	栗東市岡字高井422番地先から	変更後	最小 16.0m く 最大 49.7m	150.0m	道路改良工事(交差点改良)に伴う道路区域の変更
		栗東市岡字前川原469番地先まで	変更前	最小 16.0m く 最大 29.5m	150.0m	
	六地藏草津線	栗東市岡字高井422番地先から	変更後	最小 16.0m く 最大 49.7m	150.0m	道路改良工事(交差点改良)に伴う道路区域の変更(重用)
		栗東市岡字前川原469番地先まで	変更前	最小 16.0m く 最大 29.5m	150.0m	大津能登川長浜線 L=150.0m

公 告

土地区画整理事業の事業計画の変更認可公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、大津湖南都市計画南草津プリムタウン土地区画整理事業の事業計画の変更を認可した。

令和6年1月16日

滋賀県知事 三日月 大造

1 組合の名称および事務所の所在地ならびに設立認可の年月日

組合の名称 南草津プリムタウン土地区画整理組合

事務所の所在地 草津市南笠町1270番地

設立認可の年月日 平成28年1月29日

2 事業計画の変更の内容

- (1) 施行地区の変更
- (2) 設計の概要の変更
- (3) 資金計画書の変更

3 変更認可の年月日 令和6年1月16日

教育委員会教育長告示

滋賀県教育委員会教育長告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定した。

令和6年1月16日

滋賀県教育委員会教育長 福 永 忠 克

- 1 施設の名称 滋賀県立長浜ドーム(宿泊研修館に限る。)
- 2 指定管理者 大津市唐橋町23番3号 一般財団法人滋賀県青年会館 理事長 目片信悟
- 3 指定の日 令和6年1月4日
- 4 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

